

3Sインターフェースにおける取組強化に係る面談での保障措置に必要な当社設備の管理へのコメントに対する回答

5月23日の「日本原燃(株)での原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェースにおける取組強化に係る面談」3Sのインターフェースにおける取組強化に係る面談において説明した保障措置に必要な設備を含む施設の保全や管理体制に対して受けた以下のコメントに対する回答を示す。

【5月23日面談時のコメント】

- ①保障措置に必要な設備を含む施設の保全や管理体制について、管理担当課長の関与が不明確なため、実際に対応している事項を漏れなく抽出し、設備の管理としての責任をどう果たしているのか説明すること。
- ②また、保障措置に必要な設備の保全や相互影響の考慮に関して、保安規定の各条文や下部規定で記載している事項との関係性について整理すること。

(1)コメント①に対する回答

管理担当課長は、再処理事業所再処理施設保安規定(以下、「保安規定」という。)の第17条第2項第62号に記載の施設の管理等に係る業務として保安規定別表1の分担に基づく自らが所管する設備の状態等を管理する責任を有している。

保障措置に必要な設備であるセル内照明も前処理建屋の照明設備の一部であり、管理担当課長である前処理課長が、設備の状態を管理する責任を有している。

管理担当課長は、保安規定に基づく職務である再処理施設の操作手順の策定、処理計画の策定等に際して現場状況を確認するための現場確認を実施する他、計画に基づく活動の実施状況の確認として巡視点検結果の気づき点の当直への問合せ、設備の不具合等に対する処置状況の現場確認等を実施することで、所管する設備の状態等を管理する。

詳細は、「保障措置に必要な当社設備の管理について(2023年6月21日付版)」に示す。

(2)コメント②に対する回答

保障措置に必要な当社設備の管理については、保障措置に必要な当社設備の管理のために保全プロセスを変更した箇所について、現行の保安規定との関連を整理し、保障措置上の要求を踏まえた点検計画等を策定し、管理する運用を、現行の保安規定の下で社内規定においてその運用を明確にすることで対応可能であることを確認した。

詳細は、「保障措置に必要な当社設備の管理について(2023年6月21日付版)」に示す。

以上